

## 令和6年度静岡市ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業 委託事業者募集要領

静岡市ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業実施にあたり、次のとおり委託事業者を募集します。

### 1 対象事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者で、市長が定める委託料について同意する者としてします。

- (1) 次の要件のいずれかを備えていること。
  - ア 適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項に規定する指定訪問介護事業者
  - イ 同法第42条第1項第2号に規定する基準該当事業者
  - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて市長の指定を受けている事業者
- (2) ヤングケアラーの負担軽減のため、食事の準備、調理、後片付けや衣類の洗濯など、「2 委託事業概要」に記載している家事支援等ができること。または、ヤングケアラーがケアしている対象者（家庭内のきょうだい、高齢者、障害者等）に対し、適切な支援が実施できること。

### 2 委託事業概要

- (1) ヤングケアラーの負担軽減のため、ヘルパーは以下に掲げる家事支援等を行います。
  - ア 食事の準備、調理、後片付け
  - イ 衣類の洗濯
  - ウ 居室等の掃除
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ きょうだいの世話
  - カ 保育所・学校等への送迎
  - キ その他必要と認められる支援
- (2) 事業実施の留意点は以下のとおりです。
  - ・ヘルパーは、活動実施中は身分証明書を携行し、対象家庭の訪問時に必ず掲示してください。
  - ・ヘルパーは、サービス提供後、サービス実施の確認を受けてください。また、サービス実施時に家庭の様子で何か気づいたことがあった場合、市に報告してください。
  - ・ヘルパーには守秘義務が課せられます。これは、契約の終了または解除後も同様です。
  - ・事業者は、サービス提供時の事故に備えて責任賠償保険に加入してください。
  - ・サービス提供時に事故が生じた場合、事業者は市に報告してください。

### 3 委託料

本事業における委託料は、1回あたりの単価契約となります。【消費税非課税事業】

- (1) 訪問支援費                      円/時間（1回につき2時間まで）
- (2) 交 通 費                      円/回

### 4 委託期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

### 5 募集期間

令和6年3月21日（木）から令和6年3月27日（水）まで

### 6 応募方法及び提出期限

受託申請する方は、地方自治法、地方自治施行令、静岡市契約規則その他関係法令並びに仕様書及びその他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、お申込みください。

(1) 提出期限：令和6年3月27日（水）必着

- ・直接提出の場合は、提出期限までに静岡市役所静岡庁舎本館1階子ども若者相談センターまでお申し込みください。
- ・郵送の場合は、提出期限までに次の送付先まで郵送してください。

【送付先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 子ども若者相談センター 宛て

(2) 提出書類は以下のとおりです。

- ①同意書
- ②ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業事業所届出書（仕様書様式第1号）
- ③加入保険契約書のコピー

### 8 その他

- ・委託契約締結手続き説明については、別途連絡します。
- ・必要に応じ、年度途中での委託契約を実施します。年度途中での契約を希望する場合、子ども若者相談センター宛てにご連絡ください。